

令和4年度事業計画書

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束する様子は無く、加えて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する経済制裁等の影響により、世界経済は停滞し、国内においても一層厳しくなることが予測されます。

一方、シルバー人材センターを取り巻く環境は、高齢者雇用安定法の改正により、令和3年4月から70歳までの就業機会確保が努力義務化されるなど、大きく様変わりし、入会者が増えず会員の高齢化も進んでいます。

また、令和5年10月1日より消費税のインボイス制度が施行される予定ですが、センターとして新たな納税コストが発生することになり、事業運営に大きな影響が出る懸念があります。

こうした状況の中、当センターの令和3年度会員数は、久しぶりに前年を上回ることができました。今年度も引き続き、当計画に基づき会員の増強と就業機会の確保に努めます。加えて、今後の安定的な事業運営の為、インボイス制度への対応についても準備を進めます。少子高齢化による人手不足や、地域社会の問題解決の担い手として、町内の皆様の期待に応えられるよう、シルバー事業の普及啓発に努めていきます。

会員、役職員が一丸となって、シルバー人材センターの基本理念である、「自主・自立・共働・共助」の精神に基づき事業推進し、活力ある地域社会づくりに寄与して参ります。

2. シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、高根沢町内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、60歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により提供する。

② 労働者派遣

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、60歳以上の派遣労働を希望する不特定多数の高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

③ 有料職業紹介

(「請負・委任」「労働者派遣」により就業機会の提供できない場合)

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と職業紹介事業実施に関

する協定を締結し、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、60歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を提供・確保していることを広報周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する業務募集を広報する。

ア. 対象 高根沢町内の一般町民、事業者

イ. 入会促進 新聞折込チラシ、町広報等による会員募集。会員による1人1会員入会運動の実施。各種団体の会議でのPR活動。ホームページによる入会促進。仕事説明会等の開催

ウ. 業務募集 新聞折込チラシ、ホームページによる業務募集。

② 安全・適正就業推進事業

事故の無い安全な就業の推進を図るとともに、適正就業ガイドラインに基づく就業の徹底を図るため、次の取組みを行う。

ア. 対象 60歳以上の高齢者で当センターの会員である者

イ. 安全・適正就業パトロール 年4回

ウ. 安全・適正就業会議の開催 年2回

エ. 安全・適正就業研修会の開催 随時

③ 就業開拓事業

企業、一般家庭、公共団体から高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取組みを行うことにより、就業先の拡大を図る。

ア. 対象 高根沢町内の事業者、一般家庭

イ. 開拓計画 役職員による定期訪問（事業者に対し労働者派遣事業の推進）
会員による1人1仕事開拓運動の実施

2. 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

① 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年6回程度開催する。

② 総会

定時総会を6月に開催する。